

## 生駒市入札監視委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、生駒市入札監視委員会条例（以下「条例」という。）第10条に基づき、生駒市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 条例第1条に規定する「市が発注する建設工事及び業務」とは、建設工事（建設工事の要素を有する業務委託も含む。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築物の設計等の業務とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1号の規定に基づく随意契約は除くものとする。

2 条例第2条第1号の事務に係る委員会の会議（以下、「会議」という。）は、原則として6ヶ月に1回、1月及び7月に開催するものとし、調査審議対象期間は会議の開催月の前々月以前の6ヶ月間とする。

3 条例第2条第2号の事務に係る委員会（以下、「再苦情処理会議」という。）、及び市長が求めた場合は、必要に応じ開催する。

4 条例第2条第1号に定める会議は、次の各号に定めるものを提出して行うものとする。

- (1) 発注工事等総括表（様式第1号）
- (2) 発注工事等に係る契約方式別一覧表（様式第2号）
- (3) 入札参加停止措置の運用状況一覧表（様式第3号）
- (4) 報告対象期間に寄せられた談合情報に係る対応状況に関する資料
- (5) 発注工事等に係る契約方式別一覧表（様式第2号）から委員会が抽出した事案についての抽出事案説明書（様式第4号）

（会議の調査審議の対象となる事案の抽出）

第3条 前条第4項第5号に定める会議の審議の対象となる事案の抽出は、発注工事等に係る契約方式別一覧表の中から、次の各号に示す方法により行うものとする。

(1) 委員会は、前号第4項第5号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。また、当該当番委員は、会議において自らの行った抽出結果の報告を行う。

(2) 当番委員は、委員の氏名の五十音順で輪番制とし、委員長が会議において次回の当番委員を指名する。

(3) 抽出は、入札・契約方式別に、無作為の方法によって原則として1件以上合計で5件以内とし、会議開催の2週間前までに行うものとする。

#### (抽出事案の審議)

第4条 市長は、抽出された事案について、抽出事案説明書（様式第4号）に従って説明を行い、これら一般競争入札における入札参加資格の設定、指名競争入札における指名業者及び随意契約における契約の相手方の選定の妥当性について、委員による審議を行うものとする。

#### (意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、条例第2条第1号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象案件に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲内で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、意見の具申又は勧告を行うに当たり必要があると認めたときは、関係する職員の出席を求め説明や資料の提供を受けることができる。

3 委員会は、意見の具申又は勧告を行った場合は、その内容を公表するものとする。ただし、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号）第6条各号に規定する情報が含まれるものは、この限りでない。

(再苦情処理)

第6条 委員会は、条例第2条第2号の事務に関し、市長から調査審議の依頼があったときは、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申し立ての適格を欠くと認め、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告する。

3 前項の報告は、再苦情の申立があった日から概ね50日以内に行わなければならぬ。

4 第1項に規定する再苦情申立ての却下について、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、委員会の意見を聴かずに、市長において却下することができる。

(1) 申立期間を徒過したもの

(2) 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあつたもの

(3) 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあつたもの

5 市長は、前項の規定により再苦情申立てを却下した場合は、次の会議において報告しなければならない。

(審議過程の透明性の確保)

第7条 委員会の概要の公表は、生駒市入札監視委員会議事概要書(様式第5号)によって行う。ただし、公表に先立ち各委員の確認を得るものとする。

2 委員会は、自由な審議を確保するため非公開とする。

3 委員会終了後、報道機関から要請があった場合、委員長は概要説明を行うことができる。

附 則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

## 発注工事等総括表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	備考
・総契約件数  (内訳)  ① 一般競争入札    ② 指名競争入札    ③ 隨意契約		

※地方自治法施行令第167条の2第1号の規定に基づく随意契約を除く。

様式第2号

## 発注工事等に係る契約方式別一覧表

(一般競争方式)

(期間 年 月 日～ 月 日)

契 約 件 名	開札日	予 定 價 格	最 低 制 限 價 格	契 約 金 額	工 種 等	落 札 率	備 考
	月 日	(単位：千円)	(単位：千円)	(単位：千円)		%	

(指名競争方式)

(期間 年 月 日～ 月 日)

契 約 件 名	開札日	予 定 價 格	最 低 制 限 價 格	契 約 金 額	工 種 等	落 札 率	備 考
	月 日	(単位：千円)	(単位：千円)	(単位：千円)		%	

(随意契約方式)

(期間 年 月 日～ 月 日)

契 約 件 名	契 約 日	予 定 價 格	契 約 金 額	工 種 等	備 考
	月 日	(単位：千円)	(単位：千円)		

※地方自治法施行令第167条の2第1号の規定に基づく随意契約を除く。

様式第3号

### 入札参加停止措置の運用状況一覧表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業者名	所在地	入札参加停止期間 年 月 日～ 年 月 日 ( カ月)	入札参加停止の理由

抽出事案説明書				
入札方式	①一般競争入札 ②指名競争入札 ③随意契約			
事 項	①	②	③	説 明
契約件名	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
概要 予定価格	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
設計金額				
最低制限価格				
契約金額				
契約者名				
入札参加資格	<input type="radio"/>	-	-	
ランク	-	<input type="radio"/>	-	
随意契約理由	-	-	<input type="radio"/>	
対象業者数及び 参加業者数	<input type="radio"/>	-	-	
指名業者数	-	<input type="radio"/>	-	
見積徴集業者数	-	-	<input type="radio"/>	
入札参加資格の 設定理由	<input type="radio"/>	-	-	
指名理由	-	<input type="radio"/>	-	
契約の相手方を決定 した理由	-	-	<input type="radio"/>	
備 考	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

※ : 入札方式欄は、該当する入札方式に○印をすること

※※ : 入札方式に対応する事項について説明を記載すること

## 様式第5号

## 年度 第 回 生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	年 月 日 ( )	
出席委員	委員長 委員長代理 委員	
審議対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
抽出案件	総件数 件	(備考)
一般競争入札	件	
指名競争入札	件	
随意契約	件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
委員会による意見具申又は勧告の内容		

別紙

質問	回答